

## 2-9 コンピュータ（インターネット）利用の際に関わる法律

---

以下の行為は立教大学のコンピュータ利用規約に違反するばかりでなく、カッコ内に挙げた諸法律に反する違法行為です。これらのことに十分注意してコンピュータの利用を行ってください。

### 公序良俗に反する行為（刑法、民法）

### 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為（著作権法、特許法、商標法など）

例) 新聞の社説の一部を無断でそのまま引用し、それに対して意見を述べる。

→ 事実を記載した新聞記事も、実は著作物でないものは「人事消息や死亡記事」など事実を簡潔に記述した記事に限られます。そのほかの記事を、出典を明らかにせず使用した場合などは、著作権法違反を問われる可能性が非常に高いのです。

例) 自分で購入した CD を MP3 ファイルに変換し、ホームページ上にアップロードした。ホームページ上には「このファイルをダウンロード後、48 時間以内に該当の CD を購入して下さい。」と注意書きを記した。

→ この種の注意書きを記したとしても、他人が自由にアクセスできるサーバ上に、著作権で保護されるべきものを載せれば全て著作権を侵すこととなります。

## 他人に対する迷惑や不利益を与える行為及び、誹謗・中傷など人権を侵害する行為（刑法・民法）

例) ホームページ上の掲示板にて、ある野球チームを誹謗する趣旨の掲示板を開設した。開設者ではない他人が、その掲示板に野球チーム及びチームの地元住民を中傷する書き込みを行った。

→ たとえ管理人自身の書き込みではなくても、掲示板の作成意図や管理の仕方によっては、書き込みをした人間はもちろん、開設者や管理人も法的に責任を問われる場合があります。

## 他人の ID・パスワード、住所、電話番号などを無断で他人に提供したり、ホームページで掲示する行為（不正アクセス禁止法、民法）

例) 立教大学の友人からパスワードを教えてもらい、外部のホームページ掲示板にその ID とパスワードの書き込みを無断で行った。

→ 実際に ID・パスワードを無断使用せずとも、それを無断で他人に伝えるだけで、不正アクセスの幫助となります。

## 他ネットワークに不正に侵入する行為（不正アクセス禁止法、民法）

## ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為（刑法、電気通信事業法、民法）

**知的財産権とは**

著作権には写真や音楽のほか新聞雑誌・書籍の記事や文章の引用なども含まれ、正当な引用の限界を超えないように注意すべきです。また、商標権などのほか氏名権・肖像権なども知的財産権をとして保護される場合がありますので、ホームページ作成などの際には特に注意するようにしてください。

**不正アクセスとは**

実際の被害のあるなしに関わらず、他人の ID・パスワードなどを無断で使用したり、セキュリティ・ホールを攻撃してコンピュータに侵入する行為は不正行為として禁止・処罰されます。

また、他人の ID・パスワードを無断で他人に提供しても、不正アクセス行為を助長したとして処罰されます。提供したことによって金銭的な利益を得たかどうかは関係ありません。